

広島県告示第四百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成二十七年六月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）三・四・二〇一号畑口寺田線及び三・四・二〇七号寿老地中地線

三 事業施行期間

平成二十七年六月二十二日から平成三十九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

広島県広島市佐伯区千同一丁目、坪井一丁目、三宅一丁目及び三宅四丁目地内
使用の部分

広島県広島市佐伯区坪井一丁目及び三宅四丁目地内